

入札説明書

福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃貸借

令和7年4月

福島県 市町村行政課

この入札説明書は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける「福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃貸借契約」（以下「賃貸借契約」という。）について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、関係法令及び本件に関する入札の公告等の規定に基づき、福島県が発注する賃貸借契約に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

第1 全体説明事項

1 入札に関する事項

- | | |
|---------------|---|
| (1) 発注者（契約権者） | 福島県（福島県知事 内堀 雅雄） |
| (2) 入札の内容 | |
| ア 件名及び数量 | 福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等
機器賃貸借 一式 |
| イ 仕様等 | 「福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等
機器賃貸借に係る仕様書」のとおり |
| ウ 期間 | 契約日より令和12年9月30日まで
但し、賃貸借開始日は
令和7年10月 1日 |
| エ 切替日 | 令和7年9月30日 |
| オ 納入場所 | 福島県（福島県福島市杉妻町2番16号）ほか |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、3に規定する資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てを

している者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加するに支障がないと認められる者であること。

- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における ISMS (JIS Q 27001 (ISO/IEC27001)) による認証及び同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- (5) 都道府県に対して住民基本台帳ネットワークシステムの賃貸借(構築及び保守)の実績があること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に示す入札参加資格確認申請に関する書類を5(1)アに掲げる場所に郵送又は持参により提出し、本件入札者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

また、審査確認の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)により、令和7年5月14日(水)までに発送するものとする。なお、5(1)エに規定する期日までに当該申請を行わなかった場合には、当該資格が与えられないので、十分に注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)

イ 会社概要(様式任意)

ウ 納入実績証明書(様式7)

納入物品又はこれと同等の機能を有する物品等について、過去に貸付けした実績書に、当該納入物品に係る契約書又は発注機関が発行した納入実績証明願(様式8)等、納入の事実を証明する書類を添付すること。なお、現にシステム稼働されているものとする。

エ 主任技術者経歴書(任意様式)

納入機器等の設置・調整及び障害時の対応等、業務システム構築作業において、技術的分野にかかる社内責任者の経歴等を記載したもの。

都道府県住民基本台帳ネットワークシステム構築経験者を選任すること。

オ 構築(納入)体制表及び保守体制表(様式任意)

4 機能等証明書

機能等証明書（様式 9）とは、納入しようとする物品及びシステムが仕様書に示す各項目の仕様を満たすことを証明する書類であり、入札に参加するにあたり事前に機能等証明書（様式 9）を提出しなければならない。

(1) 機能等証明書の提出日等

ア 提出期限 令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 5 時 15 分必着

イ 提出先 〒960-8670

福島県福島市杉妻町 2 番 16 号（本庁舎 2 階）

福島県総務部市町村総室市町村行政課

電話 024-521-7057

ウ 注意事項

(ア) 提出された機能等証明書（様式 9）については、説明を求めることがあるので、上記の提出先に原則として持参すること。ただし、持参できないときは、同提出先に提出期限までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

(イ) 提出された機能等証明書（様式 9）に不備が認められたときには受付をしない場合があるが、これを理由に提出期限を延長することはできないので、余裕をもって提出すること。

(2) 提出書類

ア 機能等証明書（様式 9）

イ 納入物品仕様一覧（様式は福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器賃貸借に係わる仕様書「別紙 2 機器等の仕様」の表を流用して以下の項目を追加する等別途作成すること。）

(ア) 「回答」欄

仕様を満たしていれば「○」、満たしていなければ「×」を記入すること。

(イ) 「特記事項及び製品名」欄

必要に応じて補足説明を行うとともに、製品名を記入すること。

(ウ) 「資料No.」欄

製品仕様書、カタログ等の一連番号を記入すること。

ウ (2) イ 納入物品仕様一覧の各項目の内容を確認できる資料として、製品仕様書、カタログ等を必ず添付すること。また、内容確認を行ううえで必要な箇所をマーカー、○囲み等により分かりやすく表示すること。

5 開札までの手続き等に関する事項

(1) 入札に関する書類の提出場所及び日時

ア 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8670

住所 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部市町村総室市町村行政課

電話 024-521-7057

FAX 024-521-7904

電子メールアドレス shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp

イ 入札説明書及び入札等関連資料の配布期間

令和7年4月15日（火）～ 令和7年4月21日（月）

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4版の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、アに掲げる場所まで請求すること。

ウ 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）の提出期限

令和7年5月7日（水） 午後5時15分まで ※必着

郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時15分までにアに掲げる場所に必着のこと。

エ 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）の発送日（予定）

令和7年5月14日（水）

オ 入札及び開札の日時及び場所

令和7年5月28日（水） 午後1時30分から

福島県庁 本庁舎2階 総務課分室

郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、5月27日（火）午後5時15分までにアに掲げる場所に必着のこと。

(2) 入札書の作成方法及び提出

ア 入札書（様式3）を提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載すること。

(ア) 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

(イ) 【5月28日開札 「福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃貸借」】

イ 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

(ア) 機器等については、令和7年10月1日賃貸借開始（60ヶ月）の均等分割払いとし、保守についても60ヶ月の費用を含むこと。「福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃貸借に係る仕様書」を実現するための総額費用を入札金額とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書（様式3）に記載された入札金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に関する課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

(ウ) 1（2）アに示す件名を記載すること。

(エ) 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。

ウ 郵送による入札については、次の事項を行うこと。

(ア) 二重封筒の表封筒に「入札書在中」と朱書すること。

(イ) 中封筒に5（2）アの必要事項を記載すること。

(ウ) 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）及び入札書（様式3）を同封すること。

エ 代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。また、代理人は、委任状（様式4）を持参すること。

オ 入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

(3) 入札保証金

ア 入札に参加を希望する者は、1（2）に示す内容について入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手に当たっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を5（1）オに掲げる日時までに、5（1）アに掲げる場所まで提出すること。

エ 財務規則第249条第1項各号（別記1）に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書（様式6）により入札時までに申請するものとする。

オ 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

(4) 開札方法

- ア 開札は、5（1）オで指定する日時及び場所で行う。
- イ 開札に先立ち、入札者は発注者より次の書類について確認を受けるものとする。
- （ア） 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）
（入札参加者が本書又は写しを持参する。）
- （イ） 一般競争入札出席届（様式5）
- ウ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- エ 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- オ 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回限りさらに入札に付することができるものとする。
- （5） 入札心得
- ア 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式10）（令和7年4月21日締切、必着）により、郵送又は電子メールで関係職員に説明を求めることができる。
- なお、質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式11）により、郵送又は電子メールで回答するものとするほか、他の入札に参加しようとする者に対しても回答を送付するものとする。
- イ 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書（様式3）を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りでない。
- ウ 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
- （ア） 契約の履行に当たり、故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
- （イ） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
- （ウ） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- （エ） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （オ） 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- エ 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
- ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- オ 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

カ 入札者又はその代理人は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き替え又は撤回することはできない。

(6) 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

(7) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 2に示す入札参加資格のない者の提出した入札

イ この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

ウ 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人のした入札

オ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

カ 記名、押印を欠く入札

キ 金額を訂正した入札

ク 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

ケ 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、又は後発の入札

コ 明らかに連合（談合）によると認められる入札

サ 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

6 落札者の決定方法等に関する事項

(1) 落札者の決定方法

ア 財務規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき同価の入札書（様式3）を提出した者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うことができる。

なお、随意契約は見積書（様式3）を使用する。

(2) 落札者の決定等に関する通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について文書で通知するので、通知を必要とする場合には発注者に申し出ること。

7 契約に当たっての留意事項

(1) 契約保証金

ア 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの、又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 財務規則第229条第1項各号（別記2）に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

エ 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

オ 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

(2) 契約書等の作成

ア 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から14日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約の取り交わしを行うこととする。

イ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

ウ 落札者が、7（2）アに定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(4) 契約事項

賃貸借等契約書（案）及び財務規則による。

8 賃借料の支払い条件

(1) 賃借料月額の計算

賃貸借契約は機器等の分割払いの総額及び保守費用について月額で契約するが、「1（2）ウ 期間」の始期から起算し、契約終了までを賃貸借期間として暦の月毎に計算するものとする。

(2) 賃借料月額の計算における端数処理

期間中の各月の賃貸借料は、総額を分割払いの月数（以下「分割月数」という。）で除した額を分割月額（以下「平均分割月額」という。）とし、平均分割月額及び機器等保守に関わる月額費用（以下「保守月額」という。）平均分割月額に保守月額を加えた額を月額賃貸借料とし、月額賃貸借料により算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数が生じたときは、賃貸借料の総額から、取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いた賃貸借料を分割月数で除して算出した額と当該月額賃貸借料から算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額の総額に1円未満の端数を生じない月賃貸借料以下の近似値の額（以下「調整月額料」という。）を各月の月額賃貸借料とし、賃貸借料総額から調整月額料に賃借月数を乗じた額を減じた額を分割支払い期間の最初の月の月額賃貸借料に加算するものとする。

ただし、調整月額料によって算出された最初の月の月額賃貸借料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 賃貸料の支払い

四半期毎に前四半期分の賃貸借料の支払いを請求するものとし、県は適正な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

9 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式任意）を提出すること。
- (2) この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた文書等を、第三者に漏らしてはならず、本件の賃貸借等契約手続き以外の目的に供してはならない。
- (3) 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (4) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (5) 入札から落札者の決定までに入札者が2に示す要件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (6) 入札説明書に記載された内容の無断転載及び転用を禁じる。

第2 その他見積りに係る留意事項

1 見積もるべき経費

入札額の見積りに際しては仕様書を熟読し、過不足ないように見積もること。

2 機器調達及び設定経費に係る注意事項

- (1) 機器等の福島県庁への搬入前後に行うべき機器の設定作業、ソフトウェアの設定作業等の構築作業については、機器調達及び設定経費に含めて見積もること。
- (2) 契約締結から引渡日（令和7年9月末日）までの間、機器搬入、設置、設定並びにシステム移行作業を実施することとなるが、その間に発生する機器等の障害対応に係る経費については、機器調達及び設定経費に含めて見積もること。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2

（略）

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 項の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあっては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契

約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。

- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2

(略)

(注) 施行令とは、地方自治法施行令をいう。